

「2021 年度 出る順 マンション管理士 当たる！直前予想模試」
をご利用の皆様へ 訂正情報のご案内

この度は、『2021 年度 出る順 マンション管理士 当たる！直前予想模試』をご利用いただき、誠にありがとうございます。皆様には、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、当該書籍の記載に訂正すべき点がございました。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

【2021 年度 出る順 マンション管理士 当たる！直前予想模試】

	訂正前	訂正後
第 1 回解説 問 3 正解番号	<u>1</u>	<u>2</u>
第 1 回解説 問 3 肢ア	誤 区分所有者は、その共用部分を保存するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部の使用を請求することができる（区分所有法 6 条 2 項前段）。また、管理所有者も、同様である（同法 27 条 2 項）。しかし、管理者には、このような規定はない。	正 管理者は、共用部分並びに区分所有者の共有に属する場合の建物の敷地及び附属施設を保存する権利を有し、義務を負う（区分所有法 26 条 1 項）。この点につき、管理者が、共用部分等を保存するため必要な範囲内において、区分所有者の専有部の使用を請求する行為は、保存行為に含まれると解される。したがって、管理者は、区分所有者の専有部の使用を請求することができる。
第 1 回解説 問 3 末尾	以上より、正しいものは <u>イの一つ</u> であり、本問の正解肢は <u>1</u> となる。	以上より、正しいものは <u>ア、イの二つ</u> であり、本問の正解肢は <u>2</u> となる。
第 3 回解説 問 5 正解番号	<u>2</u>	<u>2、3</u>
第 3 回解説 問 5 肢 3	誤 管理所有者である管理者は、共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用を請求することができる（区分所有法 27 条 2 項、6 条 2 項）。管理所有者でない管理者は、上記請求をすることはできない。	正 管理者は、共用部分並びに区分所有者の共有に属する場合の建物の敷地及び附属施設を保存する権利を有し、義務を負う（区分所有法 26 条 1 項）。この点につき、管理者が、共用部分等を保存するため必要な範囲内において、区分所有者の専有部分の使用を請求する行為は、保存行為に含まれると解される。したがって、管理者であれば、区分所有者の専有部分の使用を請求することができる。

※ 第 1 回問 3 肢アは、稲本洋之助・鎌野邦樹著「コンメンタール マンション区分所有法 [第 3 版]」（2015 年日本評論社）169 ページの記載に基づいて作成しました。しかし、2011 年度マンション管理士試験問 3 肢 2 は、上記書籍と異なる見解をとっています。試験対策上は、過去の試験のとり見解によって判断すべきですから、訂正をさせていただきます。

※ 書籍購入者特典の web 無料採点サービスでは、第 1 回問 3、第 3 回問 5 を全員正解として処理いたします。

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LEC マンション管理士・管理業務主任者ホームページ（アドレス <http://www.lec-jp.com/mankan/>）にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしくお願いたします。

令和 3 年 11 月
LEC 東京リーガルマインド
マンション管理士・管理業務主任者事業本部